

監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用の確認について

公共工事における監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の直接的かつ恒常的な雇用関係については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の施行に伴い、公社においても、不良・不適格企業の排除、より適正な履行の確保を図る観点から、監理技術者等の雇用の確認に取り組んできました。

このたび、健康保険被保険者証の有効期限が満了したことを受け、確認書類を一部変更しましたので、お知らせいたします。

1 直接的かつ恒常的な雇用関係とは

監理技術者等は、工事現場に常駐して専らその職務に従事する者であり、原則として工事希望申し込みの3か月以上前から雇用関係にある者に限ります。

ただし、以下の場合には直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなします。

- 建設企業の合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設企業の変更があった場合には、変更前の建設企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。
- 雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（恒常的な雇用関係にある）ものとみなします。
- 平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）附則六の規定により国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社（当該企業集団に属するものに限る。）の出向社員を監理技術者等として配置する場合は、子会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

この場合、監理技術者等が親会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書類及び出向先の会社との間の雇用関係を証する書面（出向契約書、出向協定書等）並びに親会社と子会社が告示附則六の規定による認定を受けたことを証する書面を提出して下さい。また、当該企業集団に属する親会社又はその子会社と下請契約を締結しない旨、誓約書を提出して下さい。

- 令和6年3月26日付国不建技第291号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記1に基づく企業集団に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建

設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなします（ただし、入札の参加希望申込のあった日以前に出向先と3か月以上の雇用関係にあること）。

この場合、監理技術者等が出向元の会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書類及び出向先の会社との間の雇用関係を称する書面（出向契約書、出向協定書等）並びに令和6年3月26日付国不建技第291号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記1（2）3）に示す書類を提出してください。

- 親会社及びその連結子会社が令和6年3月26日付国不建技第291号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記2に基づく国土交通省土地・建設産業局建設業課長による企業集団確認を受けている場合は、親会社及びその連結子会社の間の出向社員について直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

この場合、監理技術者等が出向元の会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書類及び出向先の会社との間の雇用関係を証する書面（出向契約書、出向協定書等）並びに出向先の会社と出向元の会社のいずれもが企業集団に属していることを示す国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付した企業集団確認書を提出してください。また、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社と下請契約を締結しない旨、誓約書を提出してください。

2 対象工事

公社が発注する工事のうち、監理技術者等を配置する必要がある全ての建設工事が対象となります。

3 確認方法

「入札案件希望申込書」を提出いただく際、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認しますので、次の書類の写しを併せて提出願います。

- 監理技術者の場合 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
- 主任技術者の場合 ① 住民税特別徴収税額通知書
② 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等

4 適用日

令和8年5月1日以降に公告等を行う案件から適用